

企画調整部

1. 行政評価システム 5-3

(1) 目的

市役所は、市民満足度の向上を目指し、様々なサービスを行っている。そのため、市役所は、市民がどの程度現状のサービスに満足しているか認識することが必要になる。また、施策や事業の改善、市民満足度の向上を図るため、経営資源（人・物・金・時間）も含めて結果を振り返り、戦略立案を行う仕組みの確立も重要となる。

これら市役所の使命を達成するための戦略立案の具体的な手法として、行政評価を導入した。

総合計画の実現

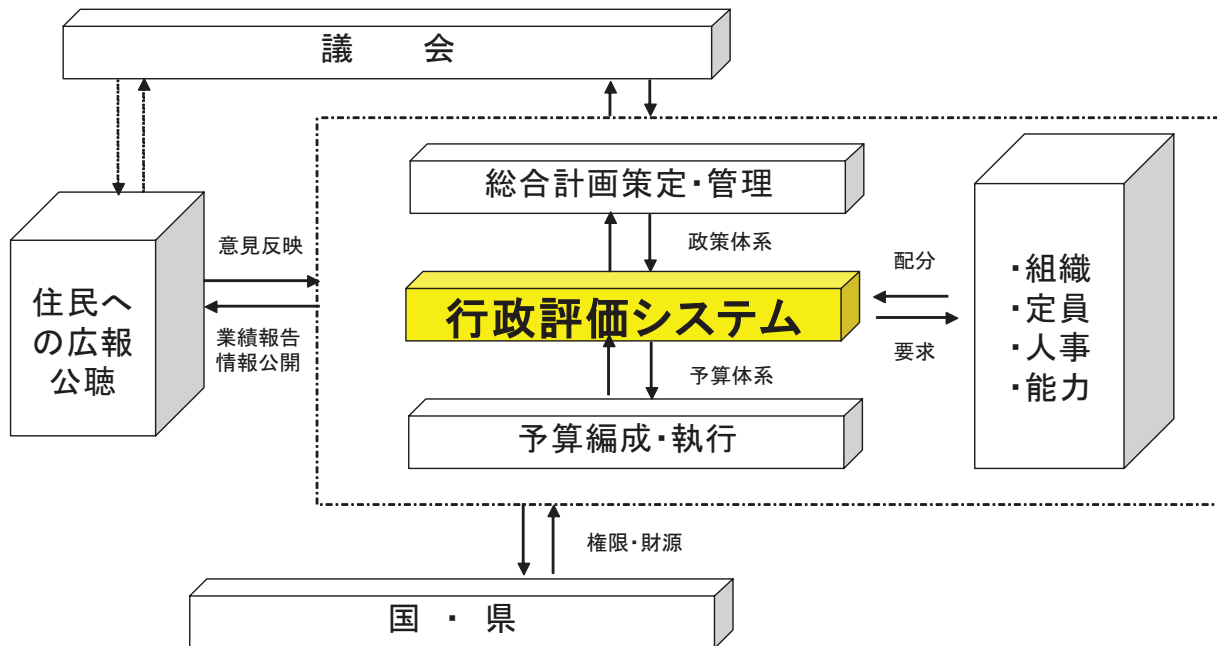
- ◆ 予算、人事、定数、計画、組織との連携。
- ◆ 施策ごとの成果を把握し、効果的に事業を実施する。

住民起点での行政体質改善

- ◆ 納税者が納得できるサービスを提供する。

透明性の高い行政運営実現

- ◆ 住民へ、目指すべき方向・目的・手段などを説明し、行政への信頼度を高める。



(2) 概 要

行政評価システムは、戦略的に人・物・金・時間といった資源を用いて施策や事業を実施した結果、効果的に目的を達成しているか市民と共に評価する。

そして、市の現状を市民・職員ともに把握し、理想と現実のギャップや問題点に気づき、考えていくためのツールである。

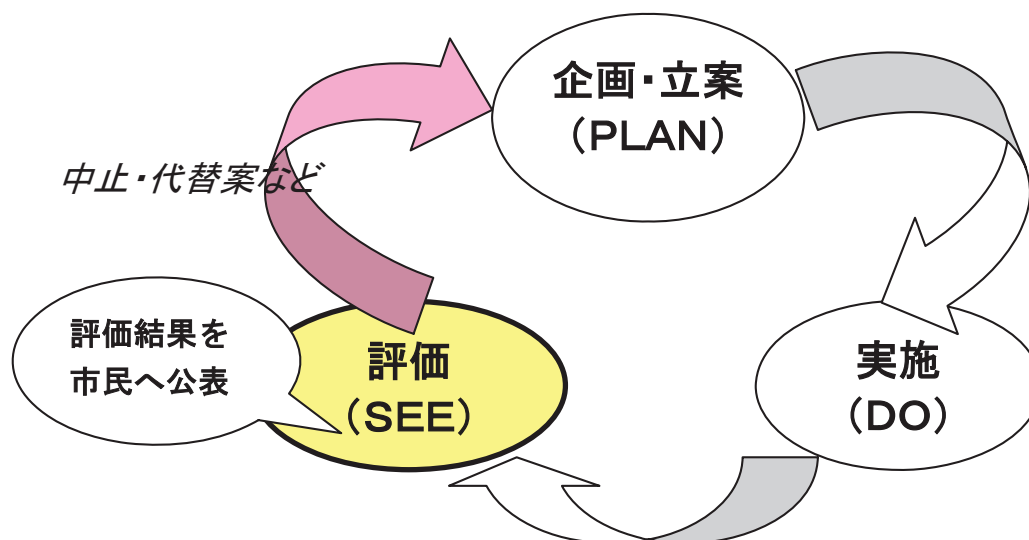
《PLAN》「佐賀市のビジョン」である総合計画の施策体系に沿った施策や事務事業の目的・目標を設定し、計画を企画・立案する。

《DO》目標達成のために、予算と人を活用して効率的な事業実施を行う。

《SEE》行政は、これまで成果の検証が充分でなかったことから「やりっぱなし」の批判を受けることが多かった。しかし現在は、取り組みの結果をきちんと把握したうえで、施策体系に沿った評価を行い、その結果を市民へ公表し、その結果と市民の意見を受け、次年度の計画・予算と事業実施に反映させることにしている。

以上のような、「PLAN-DO-SEE」のマネジメントサイクルを市政経営の中に組み込み、目的・成果重視の市政経営を行い、市民満足度の向上を目指す。

～行政評価システムのサイクル～



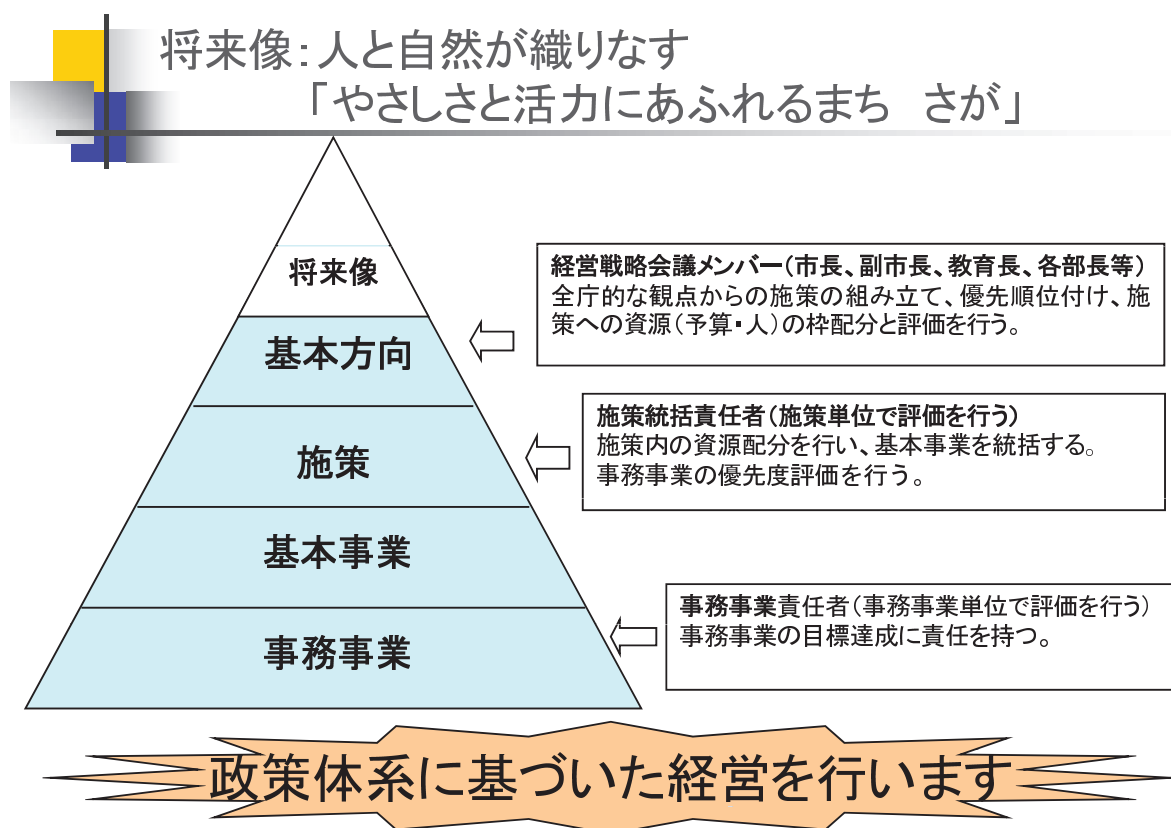
結果を振り返り、次の企画と実施に反映させる仕組み

(3) 施策評価

平成19年度から平成26年度までの8年間の計画期間とする「第一次佐賀市総合計画」の進捗管理については、行政評価を活用している。

また、従来の事務事業単位の評価では、個別の事業を評価することは可能であるが、“政策展開の基本方向”の現状の把握やまちづくりの達成水準、さらに、市民生活の向上の度合いなど、大きな視点での確認ができていなかったため、事務事業を包括する施策単位での評価（施策評価）を行っている。

施策評価とは、「第一次佐賀市総合計画」の施策ごとに、各施策項目の中心となる課長が施策統括責任者となり、関係部署との調整を行い、それぞれの現状や課題を認識し、成果目標の達成具合を確認する。その結果を受け、「経営戦略会議」において、全庁的な観点から重要性や緊急性に依じた施策の優先順位付けを行い、限られた財源の有効活用を図るとともに、「第一次佐賀市総合計画」の確実な推進を図るものである。



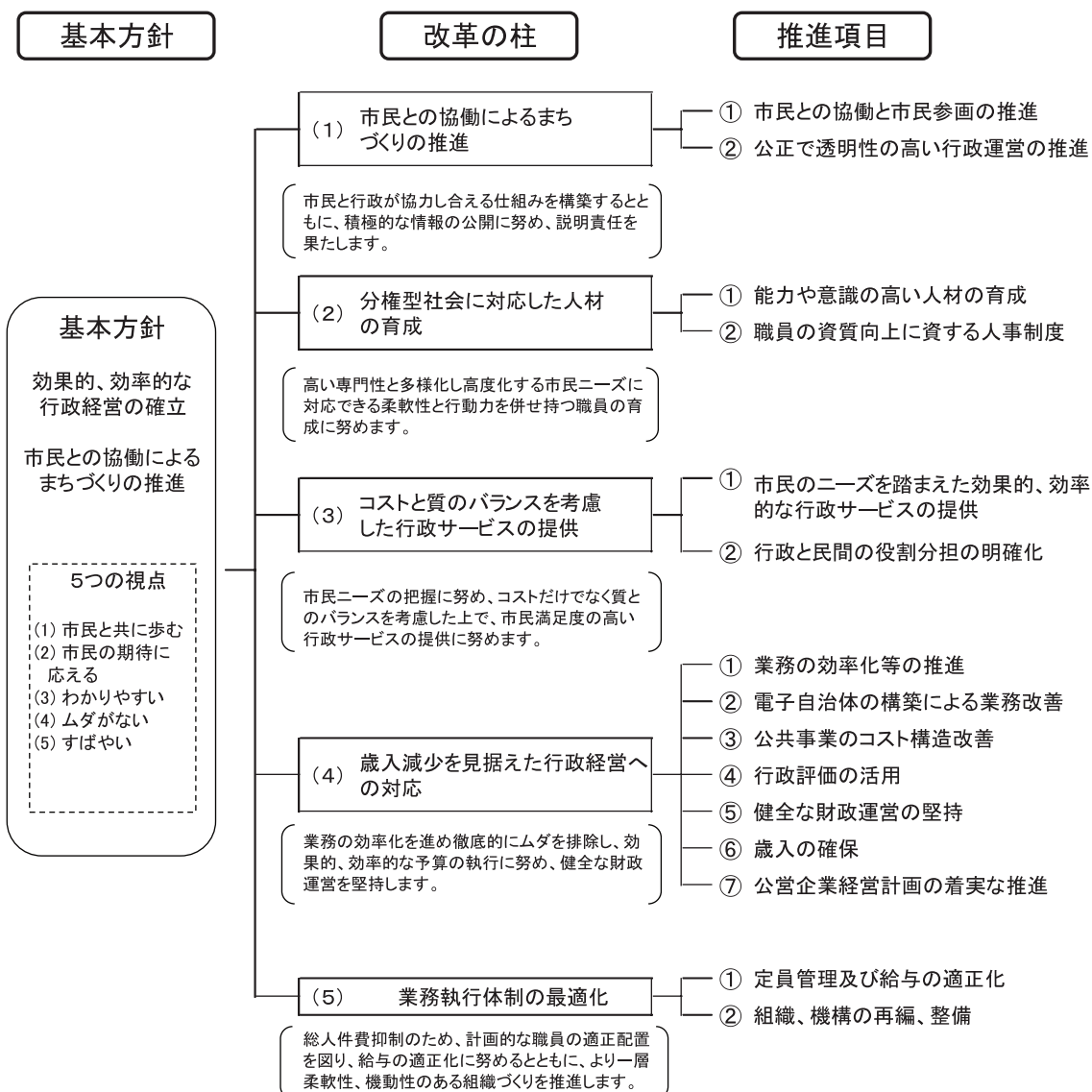
2. 行政改革事業 5-3

(1) 第2次行政改革大綱及び行政改革プラン

前・行政改革大綱（実施期間：平成19～23年度）の基本方針を継承しつつ、合併後の市を取り巻く環境の変化を踏まえ、第2次行政改革大綱（実施期間：平成24～26年度）を策定している。また、その実効性を確保するため、各課が取り組む具体的な実施計画を掲げた行政改革プランを策定し、着実な推進を図っている。

◎第2次佐賀市行政改革大綱

更なる市民満足度の向上を目指して、民間の経営的な視点に立つ「行政経営」という考えを取り入れた「効果的、効率的な行政経営の確立」と「市民との協働によるまちづくりの推進」を基本方針とし、「市民との協働によるまちづくりの推進」、「分権型社会に対応した人材の育成」、「コストと質のバランスを考慮した行政サービスの提供」、「歳入減少を見据えた行政経営への対応」、「業務執行体制の最適化」を5つの改革の柱としている。



◎佐賀市行政改革プラン

第2次佐賀市行政改革大綱の実施計画として、全61項目を掲げている。

実施期間	
◆平成24年度から平成26年度までの3年間	
目標・効果	
◆財政上の効果額	10億3,232億円（3年間の累計額）
◆数値目標の設定	34項目／61項目中

(2) 行政改革実績

厳しい財政状況の中、急速な社会変化に対応し、行政サービスに対する市民の満足度を向上させていくために、常にコスト意識を持った行政改革を進め、新たな財源を生み出していく必要がある。

・平成19～23年度（5年間）行政改革実績

改 革 の 柱	財政上の効果額
(1) 市民との協働によるまちづくりの推進	1億1,020万円
(2) 行政経営の見直し	5億4,759万円
(3) 健全な財政基盤の確立	74億6,000万円
(4) 組織、機構の見直し	—
(5) 人材の育成	—
合 計	81億1,779万円

※佐賀市集中改革プランの成果

【主な取り組み事例】～集中改革プラン取組結果報告（平成24年6月報告分）より

(1) 市民との協働によるまちづくりの推進

・職員の一入二役運動の取組

超過勤務の縮減などにより多くの職員が自治会やPTA活動などの地域活動に参加しているものの、さらに職員の参画率を向上させる余地があることから、引き続き職員の意識改革への取り組みを継続していかなければならない。

・協働促進のための環境整備

提案公募型協働委託事業への提案希望事業をとりまとめ、実施に向けた協議を行うとともに、協働指針の啓発活動を実施することで、市職員や市民活動団体の協働に対する理解を深めることにつながった。

・市長と語る会の実施

平成24年4月で通算100回を超えるなど、市民の意見を市政に反映させるよう努めてきた。しかし、目標に掲げていた若年層の参加率向上が伸び悩んでいる現状にあり、幅広い年齢層の参加を促すための工夫や周知方法が課題である。

(2) 行政経営の見直し

・下水浄化センター汚泥の有効利用

堆肥化事業を開始したことにより処分費用を大幅に削減できたことに加え、堆肥を市内の緑農地に還元し、地域資源循環サイクルを確立することができた。

- ・ **総合窓口サービスの向上**

窓口の待ち人数をホームページで確認できる“まち i (アイ) ネット”を導入し、窓口での混雑緩和を図ることができた。

- ・ **電子申請サービスの推進**

施設予約システムを更新したことにより、ホームページ上で公共施設の空き状況の確認や予約の申し込みが可能となり、利用者の利便性向上に大きく寄与することができた。

(3) 健全な財政基盤の確立

- ・ **適正な課税事務、市税徴収率の向上**

各種調査による誤課税の解消を図り、5年間の累計で8億9,039万円の増収を達成することができた。さらに、コンビニ収納の開始や的確で適正な滞納処分の実施により、市税徴収率は全国的にも高水準に達した。

- ・ **地方公営企業の経営健全化**

交通事業については、経営健全化計画に基づく取り組みを実施した結果、平成21年度以降単年度黒字を継続している。病院事業（富士大和温泉病院）についても、透析を必要とする重篤患者を積極的に受け入れた結果などにより、当初の目標に対し1年前倒しで黒字化を達成した。

(4) 組織、機構の見直し

- ・ **組織、機構の再編、整備**

毎年度、組織、機構上の課題・問題点を洗い出し、改善を図るための再編を行ったことにより、市民ニーズに柔軟かつ的確に対応できる体制を構築することができた。特に、平成19年の合併後には、市域の広域化に対処できる組織体制の構築のため、経済部・農林水産部の設置、森林整備課及び消防防災課の新設などを行った。

- ・ **定員管理及び給与の適正化**

50歳以上の職員に対する退職勧奨の実施等により、定員適正化計画の目標を上回る290人の削減を達成しており、あわせて、最終処分場職員、学校事務員及び学校事務職員についても嘱託化により人件費の削減につなげた。

(5) 人材の育成

- ・ **人材育成基本方針の推進、各種研修の推進**

通信教育講座などの自主研修、本省や民間企業等への派遣研修及び公募型の研修をはじめ、職員のキャリアや職責に応じた研修を実施したことにより、職員の意識改革とスキルアップを図った。

- ・ **職員提案制度の実施**

インセンティブ（ほう賞）のある職員提案制度を実施し、職員自らが職場の課題、問題点を発掘し解決策を見出すことで、職員の研究心及び職務意識の高揚につなげた。

3. 生活バス路線の確保 3-2

市内の交通体系は、山間部の交通空白地帯への対応や子どもの通学時の安全性の確保等にも考慮しなければならない時代となっており、加えて人口減少、少子化、高齢化、環境問題等の社会の変化に対応した取り組みが求められる。

平成24年3月に策定した「佐賀市公共交通ビジョン」に基づき、行政や交通事業者、市民及び利用者等が協調して、多様な形態を検討するとともに、佐賀市が目指すコンパクトなまちづくりを考慮した利便性・効率性の高い公共交通ネットワークの構築を図る。

企調
画整

事業名	内容	平成23年度実績	
		系統数又は路線数	乗客数 (千人)
生活交通路線維持費協調補助	生活に必要な交通手段を確保し、市民福祉の向上を図るため、国補助、県補助対象路線で、補助金受領後の赤字部分を負担する。	15系統	2,616 (市営バス全体)
赤字路線バス運行委託	地域における生活路線の確保の観点から、交通局の赤字幅の大きい7路線を市が交通政策として運行する。	7路線	
廃止路線代替バス運行費補助	富士町において地域住民の生活に必要なバス路線を維持するため、廃止路線を運行するバス業者に対し、欠損補助を行う。	10系統 (上合瀬線含む)	51 (上合瀬線含む)
都市間バス路線等運行費補助	広域生活圏の機能保持及び市民の移動手段の確保を図るため、都市間バス路線等を運行するバス事業者に対し、関係自治体と協調して欠損補助を行う。	7路線	475
松梅地区バス運行費補助	大和町松梅地区において、バス路線の廃止に伴う交通空白地域の移動手段を確保するため、運行するバス事業者に対し、欠損補助を行う。(定時定路線の運行形態を改善し、平成24年10月からデマンドタクシーを運行)	1路線	6
コミュニティバス運行事業	三瀬地区において高齢者、児童など、いわゆる交通弱者の移動手段を確保するため、さがんバス(22人乗り)1台とワゴン車(10人乗り)1台のコミュニティバスを運行する。	2系統	11

4. 地域審議会 5 - 2

(1) 目的（平成17・19年度に設置）

平成17年10月の市町村合併、さらには平成19年10月の市町合併により、旧町村が周辺地域となることで、住民の意見が市の施策に反映されにくくなるという懸念を払拭するために、地域の意見を聞きながら、よりよい地域づくりができるよう、合併前の旧町村を単位として設置する。

(2) 概要

① 設置区域

ア 旧諸富町、旧大和町、旧富士町、旧三瀬村の区域ごとに設置

イ 旧川副町、旧東与賀町、旧久保田町の区域ごとに設置

② 設置期間

ア 平成17年合併の区域…平成27年3月31日まで

イ 平成19年合併の区域…平成29年3月31日まで

③ 所掌事務

新市建設計画及び合併新市基本計画の変更、進捗に関する事項、合併後の佐賀市の基本構想の作成及び変更に関する事項、地域振興のための基金の活用に関する事項等について市長の諮問に応じて、審議、答申する。また、地域の振興に関し、必要と認める事項について、市長に意見を述べることができる。

④ 委員の構成

各地域審議会の設置区域に住所を有する者のうち、自治会を代表する者、公共的団体等を代表する者、学識経験を有する者、公募により選任された者で構成され、15名以内の委員により組織する。

(3) 実績（平成23年度）

審議会名	開催回数	答申、意見数
諸富地域審議会	1回	なし
大和地域審議会	1回	なし
富士地域審議会	1回	なし
三瀬地域審議会	7回	1回
川副地域審議会	1回	なし
東与賀地域審議会	1回	なし
久保田地域審議会	1回	なし

5. 男女共同参画

(1) 佐賀市男女共同参画を推進する条例

佐賀市における男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにし、男女一人ひとりが互いに認め合い、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指し、平成20年4月1日に「佐賀市男女共同参画を推進する条例」を施行。前文と6章（全21条）から成り、「市」「市民」「事業者」「自治組織等」「教育に携わる者」それぞれの責務と市の基本的施策を定め、積極的に推進していくこととしている。

(2) 第二次佐賀市男女共同参画計画 パートナーシップ21 2-10

「佐賀市男女共同参画を推進する条例」に定める基本計画として、総合的かつ計画的に男女共同参画を推進するため「第二次佐賀市男女共同参画計画 パートナーシップ21」を策定。「男女共同参画社会の実現」をめざし、次の5つの基本方向を掲げて具体的な推進を図っている。

基本方向 I	人権の尊重と男女共同参画の意識づくり
基本方向 II	男女がお互いを認め合う社会づくり
基本方向 III	あらゆる分野への男女共同参画を促す社会づくり
基本方向 IV	男女が共に働きやすい環境づくり
基本方向 V	男女共同参画社会を進める市役所づくり

(3) 男女共同参画社会推進への啓発事業 2-10

① パートナーデー推進事業

男女共同参画を身近に感じ理解してもらうために、2月14日のバレンタインデー・3月14日のホワイトデーにちなみ、4月14日をお互いがお互いを思いやる日“パートナーデー”として発信している。パートナーデーを市民へ浸透させるため、“もらってうれしい”メッセージカードを配布している。

② ^{ひと}女・^{ひと}男フォーラム等の開催

一般市民の方を対象に男女共同参画に対する理解を深めるため、^{ひと}女・^{ひと}男フォーラムを開催し、記念講演やパネル展示を実施している。その他公民館等において出前講座を行っている。

③ 情報の発信

市民向けには、男女共同参画に関する情報や啓発記事を掲載した情報誌「ばすぽーと」を年2回発行している。庁内向けには、「男女共同参画課の窓から」を配信し、市職員の意識啓発を行っている。また、書籍やビデオの貸し出しも行っている。

(4) 男女共同参画に関する調査・促進事業 2-10

① 佐賀市男女共同参画審議会

条例に基づき、市民及び学識経験者の15名以内で構成する「佐賀市男女共同参画審議会」を設置しており、男女共同参画推進のための調査や審議を行う。

② 男女共同参画に関する調査

男女共同参画社会形成の進捗把握の指標として「各種審議会等に占める女性の参画状況調査」を行っている。また、計画に沿った各課事業の進捗状況について毎年調査をしている。

【佐賀市各種審議会・委員会等に占める女性の参画率（%）】

年 度	24
法令に基づくもの	39.2

(参考) 【佐賀市における各種審議会・委員会等に占める女性の参画状況の推移（%）】

年 度	平成6	7	8	9	10	11	12	13	14
法令に基づくもの	19.7	19.8	20.4	20.9	22.2	24.0	25.3	26.2	28.1
年 度	15	16	17	18	19	20	21	22	23
法令に基づくもの	30.4	30.5	32.5	30.3	31.0	29.9	32.1	37.6	38.3

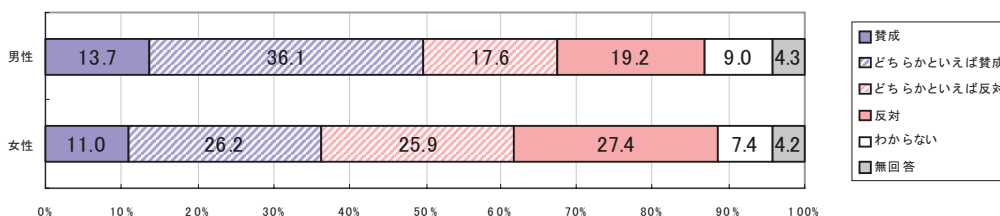
③ 女性人材リスト拡充と活用

各分野にわたって専門的な知識や技術を有する女性を登録する人材リストを作成し、各種審議会等への委員推薦やセミナー講師派遣に活用している。(自薦・他薦 随時受付中)

④ 意識調査の実施

市民の現状や意識に反映した男女共同参画施策展開を行うため、「男女共同参画社会づくりのための佐賀市民意識調査」を実施している。また、職員の男女共同参画意識を把握するため、「男女共同参画に関する佐賀市職員意識調査」を実施している。

○「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について



H21男女共同参画社会づくりのための佐賀市民意識調査

⑤ 相談窓口の設置

市が行う施策のうち、男女共同参画の推進を阻害すると思われるものに対する意見や、性別による差別扱いを受けたことに対する相談を受ける窓口を設けている。

6. 電子自治体化の推進 5-3

近年めざましく進歩を続ける情報通信技術（ICT^{※1}）により、「いつでも、どこでも、何でも、誰でも使える」ユビキタス社会^{※2}が現実のものになるなど、社会全般にわたって大きな変化がもたらされてきている。

このような中、住民サービスの電子化への期待はますます高まってきており、住民ニーズへの適切な対応が求められている。また、自治体のあらゆる業務プロセスについて、見直しの必要性や積極的な情報公開の推進を求める声も日増しに高まってきており、今後、ICTの積極的な利活用が望まれている。

一方で、情報資産に対するコンピュータウイルスなどのさまざまな脅威が日増しに増大している。また、万一、個人情報等の漏洩があった場合には、市民の市政への信頼が大きく損なわれることになるため、十分な危機管理が重要となってきている。

このようなことを踏まえ、本市は先進的な電子自治体として、一層の市民サービス向上と行政経営の簡素・効率化を目指す。

(1) 国・県の動向

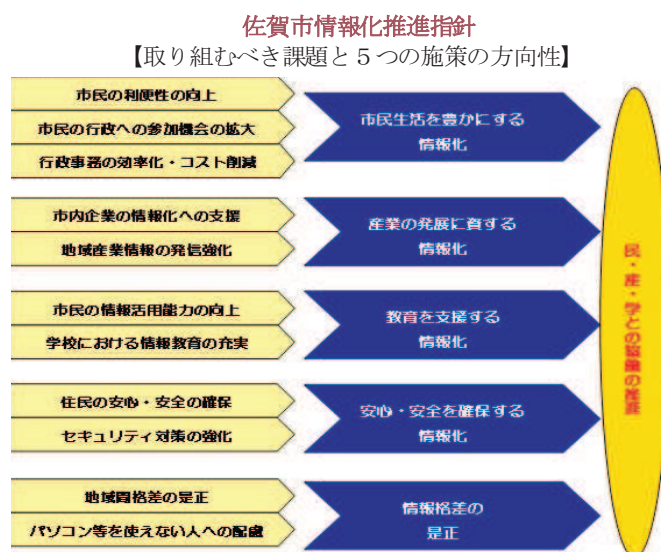
国が策定した「i-Japan戦略2015」では、いつでも、どこでも、誰でもデジタル技術の恩恵を実感できる視点を重視しながら、3つの柱①三大重点分野（電子政府・電子自治体分野、医療・健康分野、教育・人材分野）②産業・地域の活性化及び新産業の育成③デジタル基盤の整備に関する政策ごとの目標を定め、講ずべき措置を方策として示している。

一方佐賀県では、ICT推進機構において、県及び県内市町の情報システムの共同化・ネットワーク化による電子自治体の推進と、ICT利活用による地域情報化を推進している。

(2) 佐賀市の情報化施策の方向性

「i-Japan戦略2015」や「第一次佐賀市総合計画」との整合性を図りつつ、情報技術の急激な進展や社会情勢の変化などに対応しながら、本市の情報化を推進していく必要がある。

今後においても「市民の誰もがICTの便利さを享受し豊かな生活を実感できる」ことを目指し、本市の情報化施策の方向性を示した「佐賀市情報化推進指針」に基づき、継続して情報化に取り組んでいく。



※1 ICT Information and Communication Technology。IT(Information Technology)からさらに一歩進んで、情報にコミュニケーションの重要性、つまり認知され認識することまでを含めた技術の総称である。

※2 ユビキタス社会 「いつでも、どこでも、利用者が意識することなく、コンピューターやネットワークなどを利用できる」ような環境を実現した社会のこと。

7. 電算自己処理業務一覧 5-3

(1) 基幹システム業務

課 名	電 算 処 理 業 務	開 始 年 月	課 名	電 算 処 理 業 務	開 始 年 月
市民生活課	住民基本台帳管理	平成2年4月	福祉総務課	ひとり親医療	平成4年4月
保険年金課	国民健康保険(資格・賦課・収納・滞納・給付)	平成2年4月	福祉総務課	乳幼児医療	平成22年4月
	国民年金			児童手当	
	福祉年金	こども手当			
	後期高齢者医療	平成19年12月	高齢福祉課	高齢者福祉	平成7年1月
市民税課	市県民税(特徴・普徴・年特)	平成2年4月	建築住宅課	市営住宅使用料	平成2年4月
	軽自動車税		上下水道局	下水道受益者負担金	平成3年4月
	法人市民税		選挙管理委員会	選挙人名簿	平成2年4月
	税 証 明		国民投票	平成22年5月	
納 税 課	税収納(普徴・特徴・固定・軽自・年特・たばこ・入湯)	平成2年4月	農業委員会	農政管理	平成7年4月
	税 収 納(法人)	平成6年4月	農業振興課	農政管理	平成7年4月
資 産 税 課	固定資産税(土地・家屋・償却)	平成3年4月	こども課	保 育 料	平成23年4月
	都 市 計 画 税		各課共通	口 座	平成2年4月
障がい福祉課	障 が い 医 療	平成2年4月	道路管理課	住 民 登 録 外	
			河川砂防課	送 付 先	
			道路管理課	道 路 占 用	平成24年3月
			河川砂防課	河 川 占 用	平成24年3月

(2) その他個別システム業務

開始年月	課 名	電 算 処 理 業 務	開始年月	課 名	電 算 処 理 業 務
平成7年1月	保 護 課	生活保護システム	平成18年4月	総務法制課	会議録検索システム
平成7年10月	建 設 部	土木積算システム			現行法令Webシステム
平成8年5月	建築指導課	建築確認支援システム	平成18年4月	上下水道局	下水道受益者分担金管理システム
平成8年8月	消防防災課	水防災情報システム 消防団管理システム			下水道使用料システム
平成8年8月	図 書 館	図書館情報システム	平成18年6月	建築指導課	建築行政情報管理システム
平成10年3月	総務法制課	公文書管理システム	平成18年6月	障がい福祉課	障害程度区分 訪問調査支援システム
平成10年5月	保険年金課	国保高額医療費支給システム			
平成10年10月	資 産 税 課	家屋評価システム	平成18年9月	学校教育課	図書館情報ネット ワーク新システム
平成12年1月	保険年金課	国民年金情報DBシステム			
平成12月4月	高齢福祉課	介護保険事務処理システム	平成19年4月	富士大和温泉病院	健康管理システム
平成12月4月	教育総務課	公立学校施設台帳管理システム	平成19年4月	情報システム課	統合GIS (地理情報システム)
平成13年7月	選挙管理委員会	不在者投票システム			
平成13年9月	人 事 課	人事給与システム	平成19年8月	富士大和温泉病院	薬品在庫管理システム
平成13年10月	市民生活課	戸籍情報システム	平成19年9月	市民税課	課税資料原票管理システム
平成14年3月	川副・久保田・ 東与賀支所建設課	法定外公共物管理システム	平成19年9月	保険年金課	後期高齢者医療広域 連合電算処理システム
平成14年4月	福祉総務課	保健福祉医療総合情報システム	平成20年3月	富士大和温泉病院	財務会計システム
平成14年7月	富士大和温泉病院	病院総合情報システム	平成20年4月	保険年金課	特定健診等データ管理システム
平成14年8月	市民生活課	住民基本台帳 ネットワークシステム	平成20年4月	森林整備課	森林土木積算システム
			平成20年8月	資産税課	固定資産評価システム
平成14年9月	秘 書 課	電子看板システム	平成20年8月	農業振興課	水田情報管理システム
平成14年12月	保険年金課	高額医療費支給システム	平成20年9月	議会事務局	会議録作成支援システム
平成15年10月	情報システム課	財務会計システム	平成20年9月	こども課	児童クラブシステム
平成16年2月	納 税 課	滞納整理システム	平成20年10月	保険年金課	特定健診・特定保険 指導システム
平成16年4月	情報システム課	スポーツ施設予約システム			
平成16年10月	秘 書 課	動画配信システム	平成20年11月	市民税課	e L - T A X
平成16年10月	建築住宅課	CAD シ ス テ ム	平成21年1月	上下水道局	設計積算CADシステム
平成17年3月	市民生活課	自 動 交 付 機	平成21年3月	学 事 課	学 齡 簿 シ ス テ ム
平成17年4月	学 事 課	校務支援ソフト (ischool) システム	平成21年3月	福祉総務課	地域福祉支援システム
			平成21年4月	学 事 課	教職員用コンピュータシステム
平成17年7月	保険年金課	国保情報DBシステム	平成21年6月	学 事 課	学校情報携帯メール 配 信 シ ス テ ム
平成17年9月	川副支所建設課	地籍調査事務支援システム			
平成17年10月	東与賀支所総務課	モバイル一斉連絡システム	平成21年10月	保険年金課	退職者振替支援システム
平成17年10月	建築住宅課	住宅管理システム	平成22年3月	上下水道局	浄化槽使用料システム
平成18年2月	環 境 課	畜犬管理システム	平成22年4月	文化振興課	地域資源DBシステム
平成18年4月	契約検査課	電子入札システム	平成22年7月	学 事 課	給食予約システム
平成18年4月	情報システム課	新ホームページ管理システム	平成24年3月	消防防災課	被災者対策システム
平成18年4月	総務法制課	例規執務サポートシステム	平成24年3月	健康づくり課	栄養指導管理システム

※同一システムについて、部署によって導入年が異なるものは、最初の開始年月で掲載しています。

8. 世界遺産登録推進事業 4-6

平成21年1月5日に、「九州・山口の近代化産業遺産群」の資産提案が世界遺産暫定一覧表に記載された。これにより、本提案への構成資産入りを目指す佐賀市は、文化庁がユネスコ世界遺産委員会に提出する推薦書を作成するまでに、構成資産候補の「顕著な普遍的価値」の証明及び国内における万全の保護措置（資産の国史跡指定、緩衝地帯の設定、保存管理計画の作成など）を行うための調査や計画策定を行うことが求められている。

現在、幕末佐賀藩の構成資産の1つである「三重津海軍所跡」の構成資産として取り上げられており、その内容解明及び価値付けのための発掘調査並びに文献調査を行うとともに、資産保全についてさらに検討を図っていく。

また、本提案は、九州・山口を中心とした自治体の連携で行うため、8県11市で構成する「『九州・山口の近代化産業遺産群』世界遺産登録推進協議会」に加盟し、世界遺産登録推進事業を行う。

さらに、世界遺産の登録にあたっては、その歴史遺産に対する地域住民の保存・継承への理解と継続的な活動が不可欠であるため、市民団体や企業等との協働体制のもと、広告物による広報や講演会・シンポジウム開催などによる情報提供・交換を行い、市民における機運の醸成を図っている。

9. 歴史まちづくり推進事業 4-6

平成20年11月に施行された「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」（歴史まちづくり法）に基づき策定した佐賀市歴史的風致維持向上計画が、平成24年3月5日に国の認定を受けた。

この計画に基づき、平成24年度から平成33年度までの10年間、認定計画に記載した事業を重点区域（佐賀城下町地区）内で展開し、地域の歴史的・文化的資産を活かしたまちづくりを推進する。

また、財団法人鍋島報効会をはじめ、まちづくり団体や佐賀市などによる「さが城下まちづくり実行委員会」を組織し、文化庁の支援を受けて、企画展、佐賀城下探訪会、お濠めぐり舟の運行、観光可能性調査などを行い、歴史・文化を活かしたまちづくりを実践している。